

議 事 内 容

専務理事	<p>ご案内しておりました時間となりましたので、第 53 回常設審議委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、審議委員の総数 19 名に対し 17 名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長にご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>数えまして、第 53 回目の常設審議委員会となりました。皆さま方非常にご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>8 月ですが、皆さま方におかれてはどのようなお盆を過ごされたでしょうか。今年は例年と違って新型コロナの影響で、かなり厳しい環境の下でのお盆ではなかったかと思います。私自身は戦前の生まれで、たまたまうちの孫が昭和 20 年頃の私の年ぐらいで、玉音放送は耳にしておりますけれども、孫の 2 人を見ながら終戦をつくづく思いました。大戦から 75 年目の 8 月 15 日という節目の年でしたけれども、戦後生まれの方が人口の 8 割以上を占める今日、今の平和・繁栄というものは戦禍に倒れた方々のおかげだということを私自身しみじみと感じました。本当に平和のありがたさを感じる今日この頃でございます。</p> <p>ところで、先月は佐賀県下においても、全国的にも農業委員会の改選の時期でして、佐賀県では 12 市町において農業委員・推進委員が任期満了により交代されております。農業委員会の役割をしっかりと果たしていただくようお願いしたいと思います。</p> <p>本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・2 件、第 5 条・4 件のほか、「令和元年 新規就農者の状況について」を議題としています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、農業委員の改選及び農業団体の役員改選により、常設審議委員が 4 名交代されておりますのでご紹介いたします。</p> <p>まず、小城市農業委員会の貝原委員の後任として、江里口委員が就任されております。</p> <p>江里口委員より一言ご挨拶をお願いします。</p>
江里口委員	<p>(挨拶)</p>
専務理事	<p>また、白石町農業委員会の川崎委員の後任として、片渕委員が就任されております。</p> <p>片渕委員より一言ご挨拶をお願いします。</p>

片渕委員	(挨拶)
専務理事	<p>続いて、農業共済組合の山下委員の後任として、松尾委員が就任されております。</p> <p>松尾委員より一言ご挨拶をお願いします</p>
松尾委員	(挨拶)
専務理事	<p>続いて、佐賀県農業協同組合の中村委員の後任として、楠委員が就任されております。</p> <p>楠委員より一言ご挨拶をお願いします。</p>
楠委員	(挨拶)
専務理事	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。</p>
農業会議事務局	(前回の審議案件について、資料1により報告。)
専務理事	<p>それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を坂井会長にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員をお願いします、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から、説明をお願いします。</p>
議長	<p>まず、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局からお願いします。</p>
農業会議事務局	<p>〇〇農業委員会から要請がありましたので、農業会議事務局より説明します。</p> <p>整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。</p>

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号4-2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-2、〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断され、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-3、〇〇〇〇申請の事務所及び工場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-4、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 農地法第4条関係2件、第5条関係4件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 資金計画の自己資金というのは苗木代になるのですか。

農業会議事務局 はい、苗木代です。

〇〇委員 以前も聞きましたが、植林をされる時に自己資金だけだと大変なので、苗木代の補助というのはいかないのですか。

農業会議事務局 確か昨年会長さんから同じ質問をいただきましたが、国や県の補助金等が以前はあったかと思いますが、現在は農地を転用して植林する場合の直接的な補助はないと認識しております。

〇〇委員 山林から山林の場合の補助もないのですね。

農業会議事務局 すみません、そこは存じ上げませんが、農地から転用して植林する場合の助成はないものと認識しております。

〇〇委員 当農業委員会で今考えているのが、クヌギを植えて炭にすることで、クヌギが今、1,400円/kgぐらいで高く売れるとのことですが、現状では足りないそうです。杉の木は60年経ったところで1,000円/本ぐらいにしかならない、そして苗木が500円/本するので、誰も植える人がいなくなります。東京で国会議員への要請活動の時にも言ったのですが、環境税の方から苗木の補助に持っていかないと誰もしなくなります。だからうちの方ではクヌギを考えてみようかと思っているところです。

議長 他に質問ございませんか。

委員一同 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	これは平成29年4月28日から令和2年8月31日までの分が終わるから、追加ということですか。
〇〇農業委員会	はい、再申請となります。
〇〇委員	前回の残土がまだここにあるわけでしょう。
〇〇農業委員会	まだ全部埋まっていない状況です。

〇〇委員	そこにもまだ置くのですね。
〇〇農業委員会	今進捗が6割ほどですので、残り4割を3年で埋めて農地復元すると聞いております。
〇〇委員	埋め立てた部分をそのまま残して別の事業を興すということですか。
〇〇農業委員会	今埋め立てた分はそのまま残して、あと4割を入れて農地復元して畑として利用される計画と聞いております。
〇〇委員	その時は形状変更ではできないのですか。
〇〇農業委員会	当市町では形状変更に関する要綱等は作っていないのですが、届出をお願いしています。基本的に1年以内で終わるものを想定しておりますので、それ以上掛かるようなら転用申請をお願いしております。
〇〇委員	〇〇市町さんは1年以内とのことですが、事務局の考え方はどんなですか。
農業会議事務局	同じく1年以内と認識しております。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
〇〇委員	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の事務所及び工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	これは道路に接していると思うんですけど、道路法の24条の申請辺りはどのようなになっていますか。

〇〇農業委員会	おっしゃるように市町道に接していきまして、市町の建設課の方に許可の申請を出されているところです。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係2件、第5条関係4件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	続きますので、次の項目に移ります。 「令和元年 新規就農者の状況」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見交換)
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専務理事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、9月15日となっておりますので、ご予約をお願いします。 お疲れさまでした。

14時12分